平成２６年（フ）第１１５０４号
埼玉県草加市小山２丁目18―12
破産者　小山　明徳
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５０５号
埼玉県草加市小山２丁目18―12
破産者　小山　明美
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５４２号
東京都港区海岸１丁目６－１－227
破産者　加藤　國康
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５５０号
埼玉県八潮市中央３丁目３－６、住民票上の住所東京都足立区竹の塚１丁目26―12
破産者　早川　　勝
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５５１号
東京都千代田区飯田橋２丁目18―１―1209
破産者　河本真由美
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５６８号
東京都羽村市栄町２丁目11―２―312
破産者　關　　悟
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５７３号
東京都世田谷区祖師谷６丁目33―12―101
破産者　恩塚　哲也
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６５８号
東京都足立区梅田７丁目29―14―505
破産者　奥澤　一徳
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７２９号
東京都世田谷区鎌田４丁目12―21―101
破産者　柳田　雅一
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７４５号
東京都練馬区北町６丁目21－８
破産者　高橋　一宗
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７５３号
東京都板橋区成増５丁目16―12―108
破産者　永冨　房子
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７８５号
神奈川県相模原市緑区二本松２丁目10―15
アフロディーテＢ101
破産者　井上　雅一
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７８６号
神奈川県相模原市緑区二本松２丁目10―15
アフロディーテＢ101
破産者　井上　幸子
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８１９号
東京都墨田区太平１丁目25―15
破産者　堀内　隆男（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８３５号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目７―28
破産者　森　　雄樹
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９号
大津市坂本２丁目４番56号
破産者　有限会社新光土木
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
茨城県守谷市美園５丁目２番地14
破産者　大久保浩二
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２０４号
千葉県流山市松ケ丘２丁目330番地の99　松ケ丘パークサイドビル301
破産者　伏見　優子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４９１号
千葉県松戸市大橋462番地の26
破産者　竹之内　勝
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４９８号
千葉県松戸市南花島２丁目33番地の４　パブリック24―110号
破産者　加藤　勇一
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６１３４号
東京都足立区舎人３丁目９－５
破産者　川崎　直樹
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７８９号
神奈川県川崎市高津区諏訪２丁目９－13
破産者　高橋　秀雄
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部